

議案第 42 号

桐生市職員退隠料等給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

桐生市職員退隠料等給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 5 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市職員退隠料等給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

桐生市職員退隠料等給与条例の一部を改正する条例(昭和 51 年桐生市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項第 3 号中「152,800 円」を「156,000 円」に改め、同条第 2 項本文中「15 万 2,800 円」を「15 万 6,000 円」に改め、同項ただし書中「196 万 6,800 円」を「201 万 9,000 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の桐生市職員退隠料等給与条例の一部を改正する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

議 案 説 明

議案第 42 号 桐生市職員退隠料等給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

恩給法等の関係政令の一部改正に伴い、昭和 37 年 12 月 1 日前に退職した職員の遺族扶助料の支給額を改めようとするものです。